

## 次期消費者基本計画の策定について（案）

### 1 消費者基本計画の位置付け

島根県消費者基本計画（以下「基本計画」という。）は、島根県消費生活条例第8条の規定に基づき、県の消費者施策を定めている。

また、上位の計画である島根県総合発展計画の個別基本計画として位置付けている。さらに、消費者教育推進法第10条第1項の規定に基づく消費者教育推進計画も兼ねている。

### 2 基本計画策定の進め方

#### (1) 県民参加型による計画策定

計画策定にあたっては、消費者意識基本調査（アンケート調査）や政策への県民参加制度（パブリック・コメント）により、県民からの多様な意見や要望を反映させる。

##### ア 消費者意識基本調査（アンケート調査）

- ・調査対象：島根県内に在住の満18歳以上の男女2,000人
- ・調査内容：県民の消費生活に関する意識や要望を把握し、消費者行政を推進するため調査する。

##### イ 政策への県民参加制度（パブリック・コメント）

- ・計画素案に対して、政策への県民参加制度（パブリック・コメント）を実施し、寄せられた意見を反映させながら、素案の修正・見直しを行う。

#### (2) 島根県消費生活審議会による審議

基本計画について当該審議会に諮り、消費者、事業者、有識者、教育関係者等の意見を反映させる。

### 3 基本計画策定スケジュール

次頁のとおり

### 4 次期基本計画策定にかかる重要項目について（例示）

#### (1) 消費者教育の推進について

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者を対象とした消費者教育の推進を図る。

#### (2) 高齢者の消費者トラブルの防止について

特殊詐欺や悪質商法など高齢者をねらう被害が依然として高止まりしており、次期基本計画においても高齢者の消費者被害の防止を図る。

## 次期消費者基本計画策定スケジュール

年度	月	県議会	消費生活審議会	事務局・庁内推進会議	備考
H30	7				
	8			委託業者の一般競争入札、計画策定スケジュール、消費者意識基本調査設問（案）の作成	
	9				
	10		第2回審議会（10月4日） スケジュール、消費者意識基本調査（案）の説明、委員からの意見確認		
	11			消費者意識基本調査の実施	
	12				
	1			調査結果の集計・分析、報告書の作成	
	2				
	3		第3回審議会（3月） 消費者意識基本調査の報告	調査結果の公表	
	H31	4			
5			第1回審議会（5月） 消費者基本計画策定に係る知事の諮問	・現状取りまとめ ・基本計画素案（案）の作成	
6					
7				庁内推進会議 ・現状取りまとめ、次期計画の構想等協議 ・基本計画素案（案）の確認	
8					
9					
10			第2回審議会（10月） 基本計画素案（案）の協議		
11		常任委で素案を報告			
12				パブリック・コメントの実施	
1					
2		常任委で計画案を報告	第3回審議会（3月） 基本計画最終（案）知事答申（案）の協議 →知事に答申	知事決裁	
3					